

公益社団法人日本地震工学会スペシャルアドバイザー制度規程

2012年12月7日制定

2014年4月18日改訂

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地震工学会定款第4条(5)、(6)項に規定する地震工学及び地震防災に関する振興・普及・広報・交流活動に資するための「スペシャルアドバイザー制度」について定める。

(目的)

第2条 「日本地震工学会スペシャルアドバイザー（以下、スペシャルアドバイザーという）」とは、地震工学及び地震防災に関する分野において豊富な経験を有するとともに、その経験を地震工学及び地震防災に関する振興・普及・広報・交流活動等に生かすための活動を行うために日本地震工学会が委嘱する研究者、あるいは、技術者をいう。

(活動内容)

第3条 スペシャルアドバイザーは、日本地震工学会からの依頼に応じて以下の活動を行う。

- (1) 地震工学及び地震防災に関する講演会、講習会、研修会、セミナー等での講演
- (2) 学術・技術の調査・研究に係る委員会活動、アドバイス
- (3) 日本地震工学会の活動目的に資する振興・普及・広報・交流活動

(スペシャルアドバイザーの資格と登録)

第4条 スペシャルアドバイザーは、地震工学および地震防災に関連する調査、研究、観測、計画、設計、施工、考案等に携わった経験年数20年以上を有する名誉会員および正会員とする。

- 2 スペシャルアドバイザーは、名誉会員および正会員からの申請によって登録する。申請に際して、経歴、専門分野、第3条(1)～(3)項に規定する活動で実施可能な活動内容を申請する。
- 3 理事会は、申請書を確認、審査し、登録を決定するものとする。
- 4 スペシャルアドバイザー登録の費用は無料とする。
- 5 スペシャルアドバイザーの委嘱に対する報酬は支払わない。

(委嘱)

第5条 理事会において、スペシャルアドバイザーの新規および更新の登録が決定した場合には、会長が委嘱する。

(スペシャルアドバイザーの任期および更新)

第6条 スペシャルアドバイザーの任期は、申請年度を含め、3期とする。ただし、任期の更新の場合には、登録更新申請を行うものとする。

(規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。